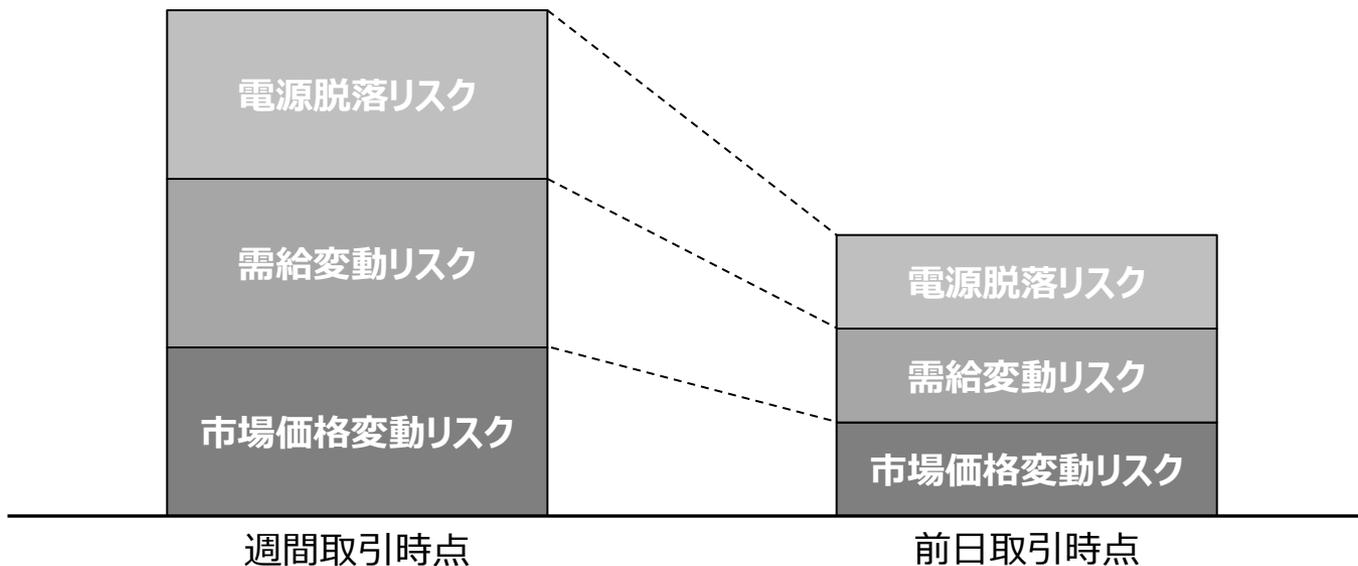


# 揚水発電の運用について

2026年2月20日  
北海道電力株式会社

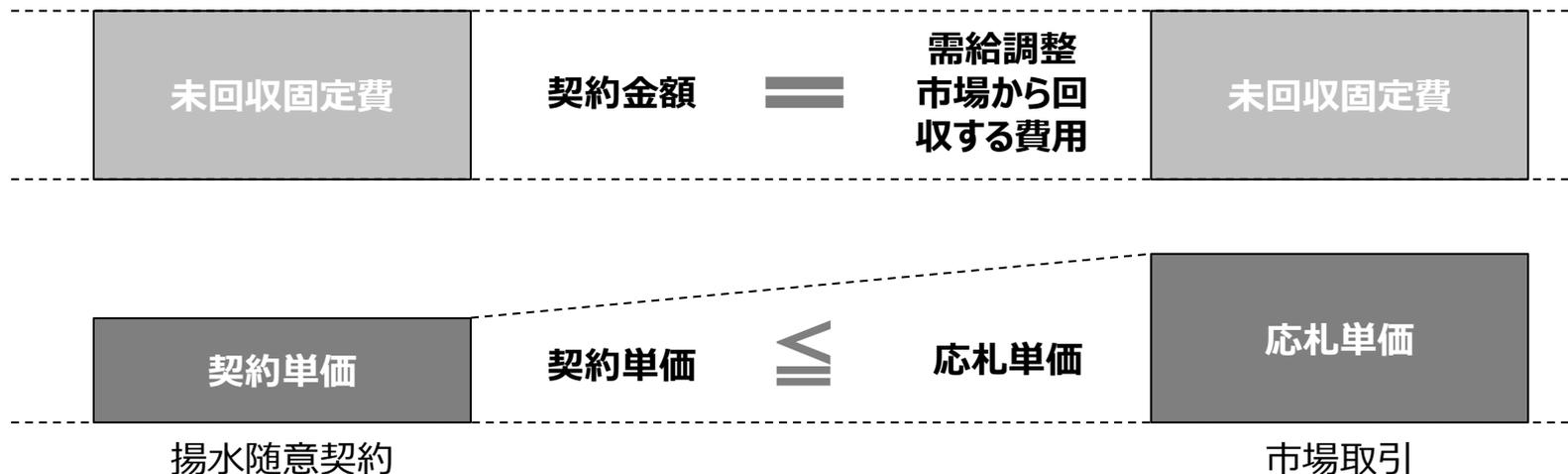
- 弊社が保有する揚水発電につきましては、従前より需給の変動リスク等を踏まえた上で各市場へ適切に応札しており、今年度は新たに一般送配電事業者様との間で締結する随意契約（2025/7/19-2026/3/31）を加えて、設備を最大限活用するように努めております。
- **需給調整市場が前日取引化する2026年度4月以降につきましても基本的な考え方は変わらず、前日市場化に伴う変動リスク等の減少も踏まえ、これまで以上に各市場への応札や随意契約を積極的に活用してまいります。**
- 他方、弊社は適正取引ガイドラインに基づき余剰全量をスポット市場に入札する責務があることから、スポット市場の動向により一部需給調整市場へ応札できないケースが増加することを懸念しております。

## 【応札時におけるリスクイメージ】



# 市場取引と随意契約における価格設定の違い

- 従前より需給調整市場へ応札する際は価格規律に基づき、契約対象発電機における容量市場収入等の他市場収益を除いた未回収固定費を基にB種単価を設定、応札しております。
- また、今年度締結した随意契約における契約金額についても、契約対象発電機における容量市場収入等の他市場収益を除いた未回収固定費を基に設定しております。
- これより、**需給調整市場と随意契約で対象とする金額は基本的に同じ考え方に基づくものであり差異はございません。**
- 一方、随意契約において一般送配電事業者が調整力を使用する場合は実需給断面で利用の要否を判断出来ることから、弊社が計画断面で拠出した場合と比較して調整力としての期待量が増加する傾向となります。
- これより、**随意契約における契約単価は、需給調整市場の応札単価と比較して相対的に低くなる傾向となります。**



- 弊社といたしましては、余剰の拋出先に関わる選択肢が増加することは、拋出先の組み合わせ多様化や柔軟性向上に伴い収益が拡大するものと考えており、需給調整市場の前日取引化や随意契約などの制度拡充は望ましい方向性であると考えております。
- 他方、一般送配電事業者における調整力調達に関わる選択肢が増加することも、各エリアにおいてより低廉で安定した調整力の確保に資する望ましい方向性ではないかと考えております。
- **以上のことから、弊社といたしましては、需給調整市場における余剰電力の先取り、調整力の一部公募化など新たな制度設計がなされた際に、電力の安定供給や市場活性化という施策の趣旨に即し機動的な対応が可能となるよう、今後も余剰電力の拋出に関わる多角的な検討を加速させてまいりたいと考えております。**